

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度

～これから、事業承継を予定されている方、すでに事業承継を実施済の方へ～

事業承継時に
利用可能
(事業承継後にも
利用ができる場合もあり)

経営者保証
不要

経営者保証ありの
既存の借入金に
ついても借換可能
(本制度で経営者保証不要に)

専門家*による
確認を受けた場合には
信用保証料率を
大幅に軽減

ご利用いただける方

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者(個人は対象外)

属性要件

- (1)【事業承継予定先】保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
- (2)【事業承継済先】令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。

財務要件

- (3) 次の①から④の要件を全て満たす法人。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込時に満たしていることを要するものとする。
 - ①資産超過であること
 - ②EBITDA有利子負債倍率(注)が10倍以内であること
(注) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)
 - ③法人・個人の分離がなされていること
 - ④返済緩和している借入金がないこと

対象資金

- ①【事業承継予定先】に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。
→ 既往借入金の借換に加え、ニューマネーも対象
- ②【事業承継済先】に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人(個人に限る)を提供している既往借入金の返済資金。
→ 事業承継前の既往借入金の借換のみ対象

***いずれの場合も個人保証を提供していない借入は借換不可**

対象者	借換対象		ニューマネー (増額借換含む)
	事業承継前借入 (個人保証が提供されている場合)	事業承継後借入 (保証人の有無を問わず)	
事業承継 予定先	○	事業承継前の中小企業者が 対象であり、本ケースは想定 されない	○
事業承継済先	○	×	×

裏面も
ご参照ください

※専門家 専門家とは、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターのことを指します。
経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。

〈参考〉国の経営者保証解除に向けた取り組みについて

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。

中小企業庁 HP : <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>

事業承継特別保証制度の概要

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

申込方法	既に申込中小企業者と与信取引のある金融機関経由に限る
保証限度額	2億8,000万円(普通保険2億円・無担保保険8,000万円)(組合等の場合は4億8,000万円)
資金用途	事業資金(ただし、借換は事業承継前の借入、かつ、個人保証を提供している借入に限る) プロパー借入の借換も可
保証割合	責任共有対象に限る
貸付形式	証書貸付または手形貸付
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)
貸付金利	金融機関所定
保証料率	0.20～1.15%【専門家の確認を受けた場合】 0.45～1.90%【専門家の確認を受けていない場合】
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
添付書類	信用保証協会所定の申込書類のほか、次の資料が必要 (1) 事業承継計画書、(2) 財務要件等確認書、(3) 借換債務等確認書(既往借入金を借り換える場合)、 (4) 他行借換依頼書兼確認書(既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合)、(5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート(専門家による確認を受け、保証料割引の適用を受ける場合)による確認を受け、上記0.20～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)



三重県 中小企業 融資制度

事業承継フォロー資金(中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けたものに限る)
保証限度額: 8,000万円 融資期間: 10年以内 返済方法: 元金均等分割返済 金利: 金融機関所定
*県制度所定の納税確認書類が必要となります。

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	0.75	0.60	0.45	0.30	0.20	0.10	0	0	0



パターン別 必要書類の整理

パターン	事業承継計画書	財務要件等確認書	借換債務等確認書	他行借換依頼書兼確認書	ガバナンス体制の整備に関するチェックシート
ニューマネーのみ	○	○	×	×	保証料率軽減の場合 ○
申込金融機関保証付借換	○	○	○	×	保証料率軽減の場合 ○
申込金融機関プロパー借換	○	○	○	×	保証料率軽減の場合 ○
他金融機関保証付借換	○	○	○	○	保証料率軽減の場合 ○
他金融機関プロパー借換	○	○	○	○	保証料率軽減の場合 ○

*保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご希望に添えないこともあります。
*金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。*反社会的勢力とは取引いたしません。

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

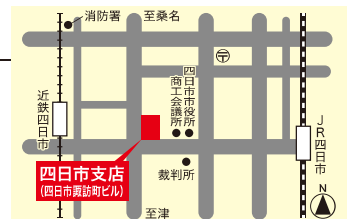
本店

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014
FAX 059-229-6344



四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161
FAX 059-354-2046



三重県信用保証協会

<https://www.cgc-mie.or.jp/>

